愛知県部落解放運動連合会終結大会
愛知地域人権連合創立大会
議案書

愛解連の社会進歩を担った歴史的役割に確信を持ち、21世紀に地域人権の確立をめざす新しい愛知人権連の誕生を祝う

2005年11月20日
名古屋クラウンホテル

愛解連第３０回終結大会議案

「愛知県での部落問題の解決と部落解放運動の歴史的教訓」

はじめに

愛解連は、社会問題としての部落問題の基本的な解決の到達点を踏まえ、部落解放運動の発展的転換をはかり、人権と民主主義、住民自治をめざす地域住民運動へ組織的改変を行うことにした。この新たな組織は愛知地域人権連合である。

愛解連は、この歴史的意義を踏まえ「愛知県での部落問題の解決と部落解放運動の歴史的教訓」を公表し、これまでの３０年に及ぶ部落解放運動に幕を閉じるものである。

多くの人びとの献身と犠牲に心から感謝を申し上げ、新しい運動の創設に向けた我々の取り組みに引き続くご協力を訴えるものである。

一、どこまで部落問題は解決したか

1、部落問題の性格と解決の状態

愛解連は部落問題の性格規定及び部落問題が解決された状態を定式化してきた。

部落問題とは、封建的身分制に起因する問題であり、国民の一部が歴史的に、また地域的に蔑視され、職業、居住、結婚の自由を奪われるなど、不当な人権侵害をうけ、劣悪な生活を余儀なくされてきた問題をいう。

部落問題の解決とは、①部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、②部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく言動がその地域社会で受け入れられない状況がつくりだされること、③部落差別にかかわって、部落住民の生活態度・習慣にみられる歴史的後進性が克服されること、④地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・融合が実現すること、である。

2、四つの指標への見方

この四つの指標からみて部落問題解決の到達点はどこまできているかを明らかにする。

第一の指標と係わって周辺地域との生活上の格差是正はどこまできたか。

この到達点を解明する場合に少なくとも以下の内容を確認しておく必要がある。

①生活上の格差是正とは平均的水準を意味し、貧困の問題や失業の問題がなくなることでなく、周辺地域とほ

ぼ同一の状況になることである。

②格差是正を目的にした特別対策は、「事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行する」ことである。

③格差是正後の、住民の暮らし、福祉、教育などの課題は、「部落」内外住民の共通要求にもとづく共同の運動によって、一般対策の水準引き上げで実現をはかることである。

④格差是正の暁にもなお特別対策を継続すれば、逆差別現象が生まれ、部落問題解決に逆行する。

第二の指標と係わって差別問題をどう捉えるかである。

①部落に対する差別事象は、住民の自主的な取り組みの前進と民主主義的な力量の向上によって、徐々に死滅していく性格のものである。

②部落問題はわが国における社会問題の一つである。社会問題は、私的次元の問題ではなく、歴史的な位置や社会構造と関連づけて、その仕組みを解明する中で、解決方法をみつけていく。現在の部落問題は、その歴史的な位置や社会構造との関連からみて、解決の総仕上げ段階に至っており、以前のような社会問題としての性格は基本的に解決されてきている。

③「確認・糾弾行為」は相手の人権を侵害する私的制裁以外の何ものでもない。違法性を構造的に持っている。このような「確認・糾弾行為」は、国民の間に部落に対する新たな意識を形成させ、部落問題解決に逆行する行為である。これを社会的に排除していくことが部落問題解決の道を押し進める上で重要である。

第三の指標と係わって歴史的後進性の問題をどうみるかである。

部落住民が長年にわたり差別の垣根と、非人間的な貧困を強いられてきた結果、その生活習慣や生活態度にさまざまな問題状況がみられたが、これを主体的に克服することである。

①歴史的後進性は、かつて部落住民の多くが貧困状況におかれたことからくる人間発達や人格上の傷跡と、旧身分を理由にした長年に及ぶ地域的障壁によってもたらされた閉鎖性からくる文化状況の反映である。

②歴史的後進性は、今日すべての部落と部落住民に残存しているのでなく、自立意識を高めるために努力してきた地域とそうでない地域とで大きな違いが生まれている。

③「部落」でのこれらの問題状況を克服するには、住民自身の主体的な努力と周辺地域との交流の促進を通じて徐々に解消されていく性格のものである。

④具体的な内容としては、市民的道徳や社会的常識の育成、民主的な生活規律の確立と堅実で計画的な生活設

計、現代の社会的労働に従事するために必要な社会的・職業的な資質・能力の涵養（かんよう）、近代的・民主的な市民社会の一員としての自立、遅れた同族意識の克服と部落内部の民主化が重要となる。

第四の指標と係わって社会的交流の問題である。

①社会的交流の促進は、部落に対する遅れた意識や偏見を日常生活の分野で除去し、歴史的後進性の問題も解消へ向ける。

②永続的な特別対策は、「部落」と周辺地域を隔離・分離し、部落問題の解決を妨げる。

③「部落」内外住民の間には旧身分をめぐる意識状況に落差がある。意識状況に変化が生まれているものの、なお「部落」住民の中に根強くある被害者意識を引き続き解消していく必要がある。これを部落解放運動で解消することは困難である。

二、部落の変化をどうみるか

1、同和対策審議会答申と部落問題の位置づけ

同和対策審議会答申は、一九六〇年代の当時の状況を反映して、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と、性格規定を行った。

社会問題とは、資本主義の生産関係に直接・間接にもとづきながら人びとの労働と生活を脅かす諸問題であると言われている。この問題の発生は、社会構造的な根拠をもっており、それゆえにその解決には社会構造の変革や社会制度の整備が必要だとされてきた。

しかし部落問題は、身分差別の残滓の問題としての性格をなし、わが国において近代社会への移行の際に、徹底した民主主義が実現せず、社会の仕組みに前近代的なものが再編成された結果、生み出された社会問題である。したがって、部落問題は、前近代的な社会の仕組みが取り除かれ、複合的な社会問題として現れた環境・教育・医療・福祉などでの非人間的な生活実態が改善されれば解決したといえる。

この社会問題の解決を推し量る基準としては、私的な次元の問題としてとらえるのではなく、その発生根拠からして部落差別に苦しむ人々が共通の運命として体験された、被差別体験、地域的閉鎖性、非人間的生活実態などが基本的に解消されれば、個別的に一部残っても解決を実現したことになる。このことは、個別的限定的に部

落差別の事象が残っても、「重大な社会問題」としてではなく、人権問題の一部として解決をはかっていくことを意味する。

2、「最後の超えがたい壁」の崩壊

同和対策審議会答申は部落住民の結婚問題を「最後の超えがたい壁」と位置づけてきた。しかし、この「最後の越えがたい壁」もすでに壁が崩壊し、新しい状況が生み出されている。部落内外の結婚は、高学歴化の進行、社会的交流の促進、旧身分にこだわらない意識の成長などを反映して急増してきている。この結婚状況は、「夫婦とも同和地区」三二・六％で全国平均の五七・五％より二四・九ポイント高く、また、「夫婦いずれかが同和地区外」は五五・六％で全国平均三六・六％より一九・〇ポイント高くなっている。このことは、全国でももちろんのことであるが、愛知県では部落の枠組みの崩壊はこれにも増して進行しており、すでに「部落民」などの概念も歴史の遺物になってきている。

三、部落解放運動の歴史的教訓

1、愛知県での部落解放運動の歴史

全国水平社は一九二二年三月三日に京都で創立された。この年の一一月一〇日には愛知県水平社が創立された。これが愛知県での部落解放運動のはじまりであった。愛知県水平社は、名古屋市平野町を中心にして県下に広がり、差別撤廃のたたかい、部落住民の権利と生活の向上をめざす取り組みなどを展開した。愛知水平社は戦争と暗黒の支配がきびしさを増す中で消滅した。この間組織の分裂状況を乗り越え、統一を回復した全国水平社第八回大会が一九二九年一一月四日に名古屋市で開催された。

戦後の部落解放運動は、戦前の部落解放運動家の参加も得ながら若い活動家が中心になり、一九七一年一一月一日の愛知県との交渉が出発点となった。しかし、この時期は不幸にも部落解放同盟が分裂する時期とも重なり、これを受けて愛知県でも事態が複雑に進行した。中央本部を掌握した朝田派は、矢田問題を踏み絵にして愛知県でも分裂策動を強力に推し進め、一九七四年三月一七日部落解放同盟愛知県連合会が事実上の分裂し、部落解放同盟正常化愛知県連合会が結成され、部落解放同盟正常化全国連絡会議に加盟することになった。部落解放同盟正常化全国連絡会議は、一九七六年一〇月一五日に改組・発展し全国部落解放運動連合会が結成された。これに呼応して部落解放同盟正常化愛知県連合会は、一九七四年七月二五日に二百名の参加を得て大会を開き、愛知県部落解放運動連合会（愛解連）へ改組・発展させた。

2、部落解放運動の歴史的教訓

①部落解放運動の歴史は、封建的身分差別の残りものを克服し、わが国における民主主義を確立するたたかいであった。一九二二年に創立された全国水平社は、「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」と謳いあげました。全国水平社の綱領では、「吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向かって突進す」と、この運動の理念が人間の尊厳の保障と自由で平等な社会の実現であることを示した。このことは、部落解放運動がすぐれて民主主義の思想につらぬかれた運動であることを示している。

②この間の部落解放運動のたたかいは、歴史の発展法則とこれを合法則的な流れとして促進する人間の集団運動こそ、歴史的課題を前進・発展させる原動力であることを実証した。そのために部落解放運動は、部落差別に反対し基本的人権の確立の旗を高く掲げ、部落住民の諸要求の実現と部落住民の経済的、社会的、文化的地位の向上をめざす運動を繰り広げてきた。また部落解放運動は、部落問題解決の立場から自由と民主主義を破壊する政治反動とたたかい、人権と民主主義を前進させる立場から、社会進歩をめざす統一戦線の一翼として運動を前進させてきた。このことは、部落内外の国民を分離・分断する部落排外主義の思想と行動の誤りを克服するたたかいの歴史でもあった。

③戦後の部落解放運動において、六〇年代末に部落解放同盟内に朝田派が形成され、「部落民以外すべて差別者」とする部落排外主義が台頭し、暴力的な組織排除をともないながら、ついに組織的分裂にまでいたった。この部落排外主義は、暴力的な糾弾闘争を背景に、不公正・乱脈な同和行政や偏向教育を強要するなど、地方自治と教育を大きくゆがめた。しかも新たな差別を生みだし、部落問題解決の逆流をつくり出した。この間の部落解放運動は、まさに部落排外主義とのたたかいをぬきに語ることができない。そして現在なお、部落問題の解決の上で、新たな差別意識を生み出す部落排外主義の克服が重要な課題となっている。部落排外主義は、民主主義に敵対する運動であり、国民の自由と権利を野獣のごとく赤裸々に蹂躙（じゅうりん）するところに特徴がある。この点から、部落解放運動にとって、部落排外主義とのたたかいは戦術上の課題ではなく、まさに戦略上の重要な課題として存在してきた。

④国民融合論は、このような部落排外主義との果敢なたたかいの中で、理論的政策的に確立された。国民融合論は、部落差別が封建的身分差別制度の残存物であり、同一民族内の問題との立場から、この解決は部落が他から分離独立することでもなければ、見下すことでもなく、部落内外が水平の状態を実現し、旧身分を理由にした垣

根を取り払えば解決できる性格の課題であること明らかにした。この国民融合論は、その後のたたかいを反映して理論的政策的にも大いに深められ、部落問題解決の大道をひらく道しるべとなった。

⑤愛解連結成の意義は、真の部落問題解決をめざし、部落の中から主体的に国民融合を押し進める集団運動としての真価と、この大道に立ちふさがり逆流の役割を担う部落排外主義との果敢なたたかいにあった。

最後に

部落問題に係わる独自課題が薄れ、国民融合が促進される状況のもとで、部落という地域を対象にし、部落住民のみを基本的に組織する運動形態は、運動による旧身分の固定化に通じるものであり、この時代にふさわしくないものである。

部落差別の解消形態は、これを支える社会的な仕組みがなくなっても、なお一定期間残存し、しかも緩やかな形で徐々に死滅していくものである。社会問題としての部落問題が基本的に解決された状況のもとでは、まだ部落差別が残存しているではないか、一部に生活上の困難が存在し、格差の解消をはかる必要があるのではないか、部落住民の中にみられる歴史的後進性の課題があるではないかなど、あれこれと理由をあげて部落解放運動の継続を求めることが、その固有の運動形態からくる作用によって、かえって部落と部落差別を固定化しかねない、反作用に転化する可能性のあることを直視しなければならない。これらの主張が善意の立場から出されても、歴史に果たす役割は否定的なものになるといえる。旧身分にこだわらない新しい市民の登場こそ、最終的で根本的な部落差別の解消策となる。ここに新しい地域人権の運動の意義と役割の一端が存在する。

愛知地域人権連合創立大会議案No.2

愛知地域人権連合運動方針（案）

Ⅰ、愛知地域人権連合創立の意義

1、部落解放運動の発展的転換

1　部落解放運動の発展的転換は、長年に及ぶ人間平等の課題を自らの運動の根底にすえた部落解放運動の歴史的伝統と蓄積を引き継ぐものである。

2　部落問題に係わる独自課題が薄れ、国民融合が促進される状況のもとで、部落という地域を対象にし、部落住民のみを基本的に組織する運動形態は、運動による旧身分の固定化に通じるものであり、この時代にふさわしくないものである。

3　それぞれの地域で国民融合の運動が前進すれば、部落と部落住民を対象にした運動から、部落を含めた地域社会全体を視野に入れた運動へ必ず発展する道を歩む。

2、地域社会を基盤にした愛知地域人権連合の誕生

1　いま地域社会では生活、仕事、教育、福祉、環境など、住民生活に係わる諸課題が大きな困難に直面させられ、地域社会が矛盾の集中点になっている。

2　さまざまな困難の打開を願う人びとの間で、階級・階層の縦組織でなく地域住民を対象にした横組織への期待が高まっている。

3　地域社会が矛盾の集中点になっている情勢から、多様な課題に柔軟な対応ができ県レベルの地域住民運動組織が切望され、人権の視点から地域住民運動を捉える新たな運動体が時代の要請になっている。

3、地域における人権問題を取り上げる組織

1　地域社会には多様な人権問題が存在している。これを大きく分類すると、a　地域共通の人権課題としての、①自然環境、②ゴミと公害、③農業、④地域経済、⑤交通権、⑥就労、⑦食生活、⑧福祉、⑨介護、⑩教育、⑪医療、⑫災害、⑬平和、⑭安全、⑮個人情報、⑯市民的自由、⑰余暇、⑱文化、⑲芸術などの諸課題がある。b　個別主体の人権課題として、①勤労者、②低所得者、③女性、④子ども、⑤青少年、⑥障害者、⑦刑犯罪者、⑧外国人、⑨元ハンセン病患者、⑩ホームレスなどの諸課題がある。

2　これらの地域社会から生み出される人権問題に積極的に取り組むことを通じて、地域における住民の人権の擁護と復権を図り、権利として定着してな

い人権問題を社会的合意形成を通じて新たな権利の創造を実現していく。

3　地域人権と権利憲章づくり－わが国で初めての地域社会を対象にした「愛知県地域権利憲章」の制定をめざす。この「愛知県地域権利憲章」が愛知地域人権連合の運動目標となる。この「愛知県地域権利憲章」には、少なくとも①地域人権とは何か、②地域住民の具体的な権利のプログラムの整理、③権利憲章の意義と運動の目標を含んだものとする。

二、情勢の特徴と当面する課題

先の衆議院選挙では、自民党・公明党が衆議院で三分の二をこえる絶対多数の議席をしめることになった。この結果、小泉政権は、郵政民営化法案、障害者「自立支援」法案、庶民大増税への公言、憲法改定への動きなど、危険な暴走をはじめている。これらの危険な暴走は、反対に国民との矛盾をいっそう深め、政権基盤そのものを弱める作用をしている。また小泉内閣は、内政でも外交でも、ぬきさしならぬ行き詰まりにおちっている。

小泉政治の反動的な体質は、

①連続して靖国神社へ参拝し、過去の侵略戦争を正当化する行動によって、日本外交を孤立化させ、信頼を大きく損ねアジア諸国とのまともな近所づきあいもできなくしている。

②イラクへの派兵など、自衛隊の海外出兵を日常化させ、憲法そのものを変え、公然と「海外で戦争できる国」づくりをめざしている。　③大企業優遇政治が極限に至り、あらゆる分野で国民生活を破壊する政治が横行していることである。これが「改革」の名で行われ、これまで築かれてきた国民を守る制度や権利が矢継ぎ早に壊され、これと反対に財界・大企業の大もうけを保障する仕組みをつくることにほかない。

愛知地域人権連合は、小泉政権の暴走政治にたいして、この危険性を警鐘し、県民世論を高める一翼を担い、これと正面からたちむかい、県民の暮らしと平和を守るために、力をつくすものである。そのために、当面するたたかいの課題として、①消費税の大幅値上げと所得税の定率減税の廃止、配偶者控除・扶養控除の廃止、給与所得控除の縮小などのサラリーマン大増税に反対する幅広い共同の力でたたかいを前進させるために奮闘する。②憲法改定の国民投票法制を審議する特別委員会の設置の強行、「自衛軍」を明記した自民党の改憲案の発表など、改憲派の動きが加速している。他方で、憲法を守る勢力の側のたたかいも全国各地に三千を超える「九条の会」が作られ、草の根から運動が前進してきている。この動きと連動して愛知地域人権連「九条の会」を結成し、憲

法改悪を許さず、反戦と平和のために奮闘する。③「人権擁護」の名のもとに、国民への強権的な行政介入に道を開き、国民の生活を管理と権利を侵害する憲法違反の「人権擁護法」及び「人権救済条例」の制定を許さない世論づくりと運動の構築をはかる。

三、どんな変化が地域社会で起きているか

1、圧倒的労働者化の進展と都市・農村の中間層の激減

①農林漁業従事者及び都市型自営業者ともに激減している。

②就労人口の8割に及ぶ圧倒的な多数派に労働者がなっている。

③完全失業者と不安定雇用者が大きな比率を占めるようになっている。

2、少子高齢社会の出現

①今後高齢化率は日本が世界のトップを占めることが予測される。

②二〇一五年には四人に一人が高齢者になる。

③二〇二〇年には三世帯に一世帯が高齢者世帯になる。

④一人暮らしの高齢者も増加が見込まれている。

⑤出生率の低下、晩婚化、非婚化による少子化が進行している。

3、「新自由主義」による弱者切り捨て、貧富の格差の拡大

①小泉政権は、これまでの輸出主導型、公共事業主導型から大企業体制による多国籍企業化への道を押し進めている。このもとで大企業のリストラを促進する悪法をつぎつぎと強行採決し、大企業のリストラを支援している。

②勤労者世帯は、リストラ、首切り、廃業、倒産などで重大な生活上の困難に直面させられている。しかも高齢者世帯の増加なども反映して、地域での貧困化現象が著しく進行している。

③生活保護受給者は二〇〇五年で百万世帯を超えている。また国民健康保険料（税）の滞納世帯は四百十二万世帯、全世帯数の十八％に達している。

④地域では「新自由主義」による弱者切り捨ての強行により、貧富の格差が大きく広がり、地域経済も崩壊の一途をたどっている。

4、地域の教育力の低下

①世帯人員が過去五十年余りの間に平均五人から三人に激減している。しかも過密化と過疎化が進行し、

5人に4人が都市生活者となっている。相手のいない農村部の子ども達、無関心が支配的な都市部の子ども達、それぞれ困難を抱えている。

②地域の教育力は大きく損なわれ、子どの達を取り巻く環境は最悪の状況になっている。子どの達の間での病理現象も広がっている。この根本には悪政による国民生活のゆがみがある。これを一日も早くただすことが必要である。同時に、社会そのものが独自に子どもの成長を支える社会的なルールづくりとそのための運動が大切である。この立場からも「人格の完成」を謳った教育基本法の改悪を許さない運動を強める必要がある。人間らしい生活ができる地域の再生と子ども達の成長発達の保障は密接に結びついている。

5、「IT」の進展と国民監視体制

①情報技術の「IT」による行政上の情報の集中、通信傍受などによる個人情報の権力機構への集中、住民管理の一元管理・集中管理が出現してきている。

②大企業の多国籍企業化は、アメリカに追随しながら自衛隊の海外派兵による現地での権益の確保、国内の産業「空洞化」にともなう経済的困難層の増大など、政治的矛盾の深まりに対して国民監視社会の実現で乗りきろうとしている。国民監視社会の実現のために、個人情報保護、人権擁護、青少年保護などの名による言論統制を強めてきている。さらに一連の有事法制が加わり、権力者の都合の悪い報道はもちろん、人びとのあらゆる行為や表現もいっさいが制限されかねない。

四、平和に安心して人間らしい生活が営める地域社会の実現

1、憲法改悪に反対し、地域権利憲章づくり

①憲法改悪の動きを許さず、平和憲法の擁護の運動を起こす。

②地域を基礎に憲法学習を推し進め、それぞれの地域の人権問題を明らかにする。

③地域住民運動の展開と地域づくりの実践を通じて「愛知県地域権利憲章」づくりを本格化させる。

2、地域生活上の諸要求の実現をはかる

①地域経済の破壊を許さず、活力あるまちづくりと就労の機会の確保をはかる。

②階層格差の拡大、貧富の格差の拡大に反対し、誰もが人間らしい生活を営める社会を実現をめざす。

③国保や介護の負担増を許さず、免除・軽減措などの

制度充実をはかる。
④女性や障害児・者に対する差別を許さず、同権・平等を実現をめざす。
⑤教育基本法改悪に反対し、教育条件の充実をめざす。
⑥子どもへの虐待などをなくし、子どもの権利を守り前進させる。
⑦交通弱者の権利を守るために巡回バスなどの実現で交通権を確立する。
⑧市町村合併の押しつけと許さず、住民自治を花開かせる。

3、非営利協同組織や民主的な組織との連携

①ＮＰＯ、協同組合、労働組合、民主団体などとの連携をはかる。
②介護や子育てなどでＮＰＯを積極的に立ち上げ、自主的な運営をはかる。
③住民相互の助け合いを推し進め、住民ネットワークづくりを推し進める。

4、自治会の自主的運営と地域づくりの展開

①住民が主人公の立場から自治会を見直し、住民参加の運営を実現する。
②生活相談、地域のネットワーク、地域づくりのセンターとしての「地域づくりセンター」を県下各地につくる。
③地域で生活する弁護士、医師、看護士、教師、保育士などの専門職の協力を得て、地域づくりビジョンをつくる。
④差別による住民間の分離、分断を許さず、市民的連帯を培い、２１世紀にふさわしい地域社会をめざす。

5、「人権」の名による国民監視社会づくりや自由の制限や暴力・恫喝を許さず、真の人権救済制度の確立をはかろう

①「人権」の名によるいっさいの「解同」などの恫喝や暴力を許さず、平和で安全な地域づくりを押し進める。
②ゆがんだ「啓発・教育」を許さず、地域での住民運動や学習活動を推し進めよう
③住民の自由を制限する国民監視社会づくりに反対する。
④「人権擁護法案」の再上程を許さず、真に国民の人権を救済する制度の確立をめざす。

6、部落問題の総仕上げの課題を引き続き押し進めよう

①同和対策は、不可避的に同和地区と周辺地区とを分離・分断する性格を本来的にもっている。よって生活上の格差の解消が実現したもとで同和対策を一日も早く終結させることが部落問題解決の前提条件である。

②こうした立場から国政レベルでの同和対策の終結と連動させ、都府県・市町村での同和対策の終結を具体的に実現させる。

③「解同」との癒着、行政的特権、利権構造などにみられる不公正・乱脈な同和行政に一日も早く終止符を打つ。

④部落でみられる若干の格差の問題は、部落を含めた地域社会全体を視野に入れた地域住民運動の展開により、旧身分に関わりなく一般対策として全体の底上げと生活困難層への手だてで解決していく。

⑤部落内外の社会的交流を引き続き押し進め、民主的地域づくりの活動を通じて人間的な相互理解を広げ深めあう。

五、要求実現の方法と取り組み

1、旺盛な宣伝活動と生活相談活動の展開

生活相談活動は、広範な住民を対象にし、そのための宣伝活動を旺盛に行い、専門家の協力も得ながら相談者の困りごとに適切に対応し、多くの住民から信頼と安心の期待を得られるものにしなければならない。

①定期的に生活相談活動を繰り広げよう。

②さまざまな制度に熟達し、暮らし、福祉、教育、経営などの活用できる制度を大いに紹介しよう。

③大胆に全戸ビラ配布などを行い、日常的に組織の宣伝と普及を行おう。

④生活相談者の実務研修会を計画し、制度の習得と実務能力の向上をはかる。

2、自治体や政府への交渉を積極的に取り組もう

住民の願いや要求を実現するには、広範な住民の支持と共感を得る立場を堅持し、その実現を求める要求内容で一致を勝ち取り、共同の輪を広げながら自治体・政府などと積極的に交渉を行う。

①練り上げた要求、切実な要求者の組織化をはかる。

②一年に一度すべての自治体で交渉や懇談、申し入れ活動を行おう。

③引き続き政府各省との交渉に参加していく。

六、組織運営のあり方と目標

1、組織の取り組みでの三つの原則

組織活動の基本として、三つの原則を堅持して取り組みを押し進める。

①中央集権型の組織でなく、地域に根ざした地域重視型の組織にしよう。

②構成員の多様性と統一性を包含した統一的な運営をはかる。

③会員が主人公の運営を貫き、日常的に共同と連帯を培う。

2、組織づくりの目標と取り組み

組織づくりの目標と取り組みの内容は、「数こそ力」「継続こそ力」「追求こそ力」の三つの「力」を発揮して、巨大な「地域人権連」をつくりだし、民主的な地域づくりを押し進める。

①全国すべての都道府県、市町村に組織をつくろう。

②一日も早く会員と機関紙を2倍加しよう。

③毎月会費、機関紙誌料を集金し、安定した財政を確立しよう。

④生活相談活動を軸にして会員拡大をはかろう。

⑤活動の中心に女性と青年を大胆に抜擢しよう。

⑥強大なたすけあい共済をつくろう。

3、活動計画と要求書作成

組織づくりは地域組織の目標と計画からはじまる。上からの目標と計画の押しつけでなく、自らの討論を通じて練り上げた目標と計画こそ、運動を自主的に前進させる土台となる。要求書づくりは人間らしい生活が営める地域を実現する原動力となる。

①各地域組織は自らの組織目標とそれを実現する計画づくりを行おう。

②アンケートなどのさまざまな形態による広範な住民から要求の結集を行い、これを整理し実現の方法を討論し、地域の要求マップづくりを行おう。

③地域組織の目標と計画を実現していく上で、本部が作成した「地域人権連」紹介リーフレートを積極的に活用しよう。

4、各機関組織の運営と活動

①常任幹事会の組織と運営のあり方

常任幹事会は、二ヶ月に一回開催し、出席率を高め、情勢分析、運動課題、年間計画作成、組織建設、集会、県本部運営などに当たる。

②幹事会の組織と運営のあり方

幹事会は、少なくとも一年に二回開催し、出席率

を高め、必要な諸課題に対する方針を討議し、決定する。

③県本部事務所の運営

県本部事務所は、運動の県センターの役割と任務を担い、必要な諸課題を遂行する。また合理的な運営を実現するために諸規定を作成する。

④機関紙誌の編集と発行

機関紙誌の編集は愛知地域人権連合創設を契機に抜本的改革を行う。

⑤愛知人権ネットの行事の取り組み

愛知人権ネットのさまざまな催しを成功させるために引き続き奮闘する。

愛知地域人権連合創立大会議案

愛知地域人権連合規約（案）

第一条（総則）

1、本会は、愛知地域人権連合（愛知人権連）と称する。

2、愛知地域人権連合は、地域社会に人権と民主主義、住民自治の確立をはかる地域共同の多様な住民運動を包含する恒常的な愛知県の組織である。

3、愛知地域人権連合は、愛知県における部落解放運動をはじめ人権確立運動の積極的なたたかいの伝統を継承し、地域社会の生活者の権利を擁護し、さらに発展させるために住民・県民とともに全力をあげる。

4、愛知地域人権連合は、多様な階級・階層に分けれている地域の生活者の要求を結集し、地域社会を基盤にした共通する課題での地域共同の運動を行う。

5、事務所を名古屋市におく。

第二条（目的）

この会の基本的な目的は次の通りである。

1、憲法改悪に反対し、諸要求の実現と生活破壊の悪政とたたかい、教育や福祉の充実を図り、人権と民主主義、住民自治が尊ばれる人間らしい生活ができる地域社会を実現する。

2、非営利活動組織（ＮＰＯ）をはじめ地域の自主的協同組織などと共同の運動に取り組み、住民相互の助け合いの輪を広げ、住民の民主的連帯をつちかう。

3、住民が主人公の地域民主主義の前進と、町内会・自治会の民主化や地域づくりを発展させる。

4、いっさいの暴力やどう喝、住民分断の策動を許さず、住民が真に連帯できる条件と平和で安全な生活ができる地域社会をめざす。

5、住民を教化の対象に位置づけ国民の内心に踏み込む「教育・啓発」を反対し、地域での住民運動や自主的学習活動を通じて、憲法が保障する人権の擁護と更なる発展をめざす。

6、社会進歩と民主主義の発展を願う国民的な協力・共同に連帯し、住民本位の地域づくりの確かな政治的保障の確立をはかる。

第三条（事業、活動）

この会は、基本的な目標実現のために次の事業と活動をおこなう。

1、国・県・自治体に対する請願・交渉

2、地域基礎組織などとの連絡、連携
3、運動の発展に必要な情報の収集と提供、調査研究、学習交流
4、政策集団（シンクタンク）の組織化と連携による「地域社会における権利憲章」
5、機関紙誌およびその他の出版物の発行
6、非営利活動組織や民主団体ならびに労働組合との連携
7、国連や国内外ならびに県段階・地域の人権団体との友好提携
8、「たすけあい共済会」の組織化や共通の要求に基づく共同事業
9、その他、この会の目的達成に必要な活動等の政策提言

第四条（会員）

1、個人会員は本会の目的に賛成し、その活動に参加し、会費を納める個人。
2、団体会員は本会の目的に賛成し、その活動に参加し、会費を納める組織。
3、賛助会員は本会の活動に協力するために、財政的に賛助する個人および団体。
4、入会は本会に入会を希望するものは、所定の用紙に記入し、申し込み、承認をうるものとする。
5、退会は退会しようとするものは、その旨をとどけるものとする。
6、会員が本会の目的にいちじるしく違反した行動した場合は、理事会で審査の上、除名を決定することができる。ただし。大会の事後承諾をうるものとする。

第五条（組織）

1、本会は、人権と民主主義、住民自治の確立をはかる愛知県内の支部で構成する連合体である。
2、支部は、本会の承認のもとに、自治体を単位に五人以上の会員をもって組織する。必要に応じて支部に班をつくることができる。
3、本会は全国地域人権運動総連合に加盟する。

第六条（役員）

1、代表一名は大会で選ばれ、本会を代表する。
2、理事若干名は大会で選ばれ、理事会を構成する。
3、監事二名は大会で選ばれ、会計を監査する。
4、理事長一名は理事会で選ばれ、会務を統轄し、理事会および常駐理事会を招集し、これを主宰する。理事長は本会を代表することができる。
5、副理事長若干名は理事会で選ばれ、理事長を補佐

し、理事長に事故ある場合には、そのうち一名が理事長の職務を代行する。

6、常任理事若干名は理事のなかから互選され、常任理事会を構成する。

7、事務局長一名は理事会で常任理事のなかから選ばれ、事務局統括する。

8、事務局次長若干名は必要に応じて理事会で理事のなかから選ぶことができる。事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある場合は、そのうち一名が事務局長の職務を代行する。

9、顧問若干名は大会あるいは理事会の議を経て理事長が委嘱することができる。

第七条（機関）

1、大会は本会の最高議決機関で年一回定期大会を開く。

なお左記の場合は臨時大会を開く。

①理事長が理事会の議を経て必要と認めた場合

②過半数の理事の請求があった場合

③三分の二の会員の請求があった場合

（1）大会は理事長が招集する。

（2）大会は、第五条第一項の組織これ以外の会員による選出会より選ばれた代議員と役員をもって構成する。

（3）代議員の選出基準は理事会で定める。

（4）大会は本会の活動と決算に承諾を与え、活動方針、予算を審議決定し、役員を選出し、規約の変更その他重要を事項を決定する。

2、理事会は大会につぐ議決機関で、六ケ月に一回開く。理事会は大会で決められた方針に基づいて当面の事項を審議決定する。

3、常任理事会は本会の執行機関で、随時開き、大会および理事会の決定を執行する。

4、事務局は常任理事会のもとに事務局をおく。

5、専門委員会は必要に応じて常任理事会のもとに設置する。

6、代表委員は、理事会、常任理事会に出席し、意見をのべることができる。

7、会議の裁決は単純多数決によらず、満場一致を原則とする。万一裁決を必要とする場合には、出席者の三分の二以上の同意を要するものとする。

第八条（財政）

1、本会の経費は、会費・寄付および活動収入などで賄う。

2、会費の額は、個人会員月額五〇〇円（機関紙代を含む）、団体会員月額一〇〇〇円（機関紙代を含む）と

する。賛助会員は、月額一口一〇〇〇円以上（機関紙代含む）とする。なお個人会員で経済的に困難な場合は月額一〇〇円とする。

3、本会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

第九条（附則）

この規約は二〇〇五年一一月二〇日より履行する。

愛知地域人権連合創立大会No.4

会員及び決算処理等の手続き方法について（案）

1、愛知県部落解放運動連合会の会員は、愛知地域人権連合への発展的転換の趣旨を踏まえ、自動的にこの新たな組織の会員となることを確認する。

2、二〇〇五年四月から一一月までの愛知県部落解放運動連合会の決算は、第二回愛知地域人権連合大会において決算処理を行い、このことを大会の決定として確認する。

3、愛知県部落解放運動連合会の事務所の借り受け、物品、繰越金等は、組織の発展的転換を図る趣旨から愛知地域人権連合に繰り入れ措置を行うものとする。

以上について第三〇回愛知県部落解放運動連合会終結大会及び愛知地域人権連合創立大会の名において決議する。